

— 保護者版(乳幼児) —

子どもの権利条約

ちゃんと知って みんなで考えよう！



子どもの権利条約の全文はこちら



芦屋市



子どもの権利条約 とは



「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のこどもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、１９８９（平成元）年１１月に国際連合の総会で採択され、日本は１９９４（平成６）年にこの条約を結んでいます。

こども（１８歳未満）はどんなときも国と大人から安全に守られ、健やかに育ち、また自分の意見を表すことができます。

この条約は、１８歳未満を「児童（こども）」とし、「こどもの基本的人権を尊重する」とともに「こどもが生存、成長、発達するためには大人の支援を受ける権利がある」とするこどもの目線でつくられています。

共通する基本的な考え方は、「４つの原則」と呼ばれています。それは、①第２条「差別のないこと」、②第３条「こどもにとって最もよいことを」、③第６条「命を守られ成長できること」、④第１２条「こどもが意味のある参加ができること」です。

これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

条約は全部で５４の条文からなりますので、ここでは、主な条項を選んで、解説しています。

それぞれに、どんなことが定められているかを正しく理解し、こどもたちが、安心して成長できる社会を大人の手でつくっていきましょう。

こども基本法(令和5年4月～)

こどもが自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らせる社会を目指して、こどもに関する様々な取組を進めていく上で基本になること(こども大綱の策定やこどもの意見の反映など)を定めた法律です。

こども基本法の内容は、こども家庭庁のホームページから
見るができます。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



こどもたちは、すべての人からいのちを大切にされ、
愛されながら、健やかに育ち、生きることができます。

第2条 差別のないこと

国の違いや、性の違い、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



第3条 こどもにとって最もよいことを

こどもに関係のあることをおこなうときには、こどもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

大人はこどもの心やからだの発達に合わせて、適切な対応を心がけましょう。

第5条 親(保護者)の指導を尊重

大人は、こどもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親(保護者)の指導する権利を大切にしなければなりません。

そのときどきのこどもの声に耳を傾けコミュニケーションを図って、大人の思いを押し付けないよう気を配りましょう。



第6条 命を守られ成長できること

すべてのこどもは、生きる権利をもっています。
大人はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。



こどもたちが健やかに育つために、すべての大人は努力する必要があります。

最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

暴力、虐待、いじめから守られる権利を持っています。

第19条 虐待・放任からの保護

どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、大人は協力してこどもを助け、こどもを守らなければなりません。



こどもを育てる責任は、まずその親（保護者）にあります。周りの大人の意見も聞き、社会全体でこどもたちを守ってあげましょう。子育てに悩んだとき、育てられなくなったときは、行政機関に相談できる場所や支援する仕組みがあります。

第30条 少数民族・先住民のこども

少数民族のこどもや、もともとその土地に住んでいる人びとのこども、国籍の違うこどもが、その民族、その国の文化や宗教、ことばを大切に思う心を尊重しなければなりません。

違う考えや生き方であっても、お互いに尊重し合うことが大切です。



第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

こどもが危険な目にあわないように、周りの大人は目を配り、安全・安心な社会づくりを目指しましょう。

第36条 あらゆる搾取からの保護

こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように、また、麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることに巻き込まれないように守られなければなりません。

大人は、どんなかたちでも、こどもの幸せを奪って利益を得るようなことからこどもを守らなければなりません。

教育を受け、自分の考えや信じることの自由が守られます。
ときには休んだり遊んだりして自分らしく育つことができます。

第23条 障がいのあるこども

心やからだに障がいがあっても、そのこどもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は、障がいのあるこどもが充実して暮らせるように、教育やトレーニング、障がい福祉サービスなどを受けられるようにしなければなりません。

すべてのこどもが守られ、居心地のよい社会になるよう、みんなが協力し合うことが大切です。

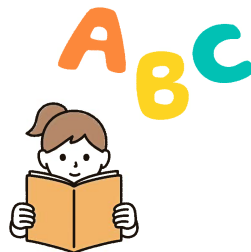


第28条 教育を受ける権利

こどもには教育を受ける権利があります。学びたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

学校のきまりは、人は誰でも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

こどもには無限の未来があります。
こどもが自由に学び成長できる環境をつくるのは大人である私たちの役目です。



第29条 教育の目的

教育は、こどもが自分の持っているよいところをどんどん伸ばしていくためのものです。教育によって、こどもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

こどもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加することができます。

いろいろな経験をすることでこどもは人として豊かになり、生きる力を育みます。大人の思いだけでなく、こどもの声に耳を傾け、その子にとって一番よいことは何か、本当は何をしたいかも大切にあげたいですね。



最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

自由に意見を表現したり、自由な活動をおこなったり、社会に参加することができます。

第12条 こどもが意味のある参加ができること

自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことができます。その意見は、こどもの発達に応じて、十分に考慮されなければなりません。

ゆっくりこどもの話を聞くことは大切なことです。
聞いてもらうことでこどもはとても安心します。



第13条 表現の自由

自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えたり、知ることができます。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

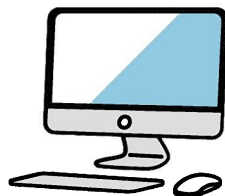


将来、こどもたちは自分の意思でいろいろな情報を手に入れはじめます。
しかし、正しい判断による情報の活用ができるまでは、こども任せにせず、こどもと一緒に親（保護者）も学び、対話を通し、正しい知識を伝えてあげたいですね。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。

他人から誇りを傷つけられない権利があり、また、他の人をも傷つけてはいけません。



保護者の皆さんへ

世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くの子どもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われる国でも、いじめなどのそれぞれの事情で、悩み・苦しんでいる子どもがいます。

子どもが大人に成長するまでには、それぞれの発達段階に合わせた適切な支援が必要です。

この条約では、子どもの人としての尊厳と基本的人権を尊重し、子どもがどのように守られ、大切にされなければならないかということを明らかにされています。

その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。そのためには、それぞれが自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任があるということやルールを守ることも同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人も子どもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。

それぞれが自分の立場で何をするべきか、何ができるかなど、子どもの成長に合わせてながら親子で考える機会を是非作ってみてください。

現代は多くの情報があふれており、つい子育ての正解を探してしまうことも多いですが、子どもの個性を大切に、他の子と比較するのではなく、子どもとの対話を大切にしたい地域全体での子育てができる社会を大人全員でつくっていきましょう。



最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

相談先一覧

名 称	日 時	相談先
こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	31-0643 相談直通ダイヤル 38-8993(はぐくみ)
	こどもと家庭にかかわる様々な相談を受け、適切な援助を行います。	
こども家庭・保健センター (母子保健係)	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	31-1586
	妊娠・出産・0歳から就学前までの育児や食事等、健康について	
児童相談所虐待対応ダイヤル	365日・24時間対応	189
	児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください	
カウンセリングセンター (打出教育文化センター)	電話相談:月、水、金 11 時～16 時 面談相談:月、水、金 12 時～16 時(要予約) (祝日と年末年始を除く)	23-5998
	不登校、心理相談等、教育相談全般について	
若者相談センター「アサガオ」 (青少年愛護センター)	火～土 10 時～12 時、13 時～16 時 (祝日と年末年始を除く)	22-5115
	ひきこもり、ニート、不登校等困難な若者の自立及び社会参加を支援します。	
学校支援課	月～金 9 時～17 時 (祝日と年末年始を除く)	38-2143
	いじめ、不登校、友人関係や進路で悩んでいる幼児、児童生徒や保護者などの相談について	
ひょうごっ子 SNS 悩み相談	SNS 相談:17 時～21 時 電話相談:365 日 24 時間	SNS :「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」で検索 電話:0120-0-78310
	いじめ、不登校、友人関係など、こどもの SOS 全般について児童生徒や保護者の相談について	

発行日：令和 6 年 4 月 （初版 平成 2 4 年 4 月）
発 行：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課
TEL：0797-38-2045